

令和 2 年度

第 12 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和3年3月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第12回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
議案第5号 地籍調査による農地の地目認定について  
議案第6号 令和3年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について  
議案第7号 大多喜町農業委員会会議規則の制定について

## <報告事項>

- 報告第1号 時効取得を原因とする農地について  
報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について  
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について  
報告第4号 認定電気通信事業者による事業計画書の提出について  
報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて  
報告第6号 軽微な農地改良の届出について  
報告第7号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について

## <出席委員>（ 8名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 2番委員：佐川 順一郎 | 3番委員：森 紀久嗣  |
| 4番委員：鈴木 孝一  | 5番委員：渡辺 忠洋  |
| 6番委員：吉野 公博  | 7番委員：浅野 幸男  |
| 8番委員：山口 豊   | 9番委員：矢代 とみ江 |

## <欠席委員>（ 2名）

- 1番委員：加曾利 益弘      10番委員：押元 康郎

## <出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次    事務局 加藤 庸永    寺井 絵里

開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

只今から、令和 2 年度第 12 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、8 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、押元会長と加曾利委員におかれましては、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告をさせていただきます。

それでは、会長が欠席でございますので、大多喜町農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により森副会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（森副会長 挨拶）

議長（森副会長）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。9 番委員の矢代委員と 2 番委員の佐川委員をお願いいたします。

それでは早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されますようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページをお開きください。

今回、申請案件が 4 件出ておりますので、先に一括して事務局で説明を行った後、1 件ずつ御審議をお願いいたします。

議案第 1 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 3 年 3 月 8 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 29。所在・地番、横山字一本松 ■■■■ 番。地目、田。地積、1,021 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、茂原市〇〇〇〇氏。事由、譲受人、規模拡大のため。

譲渡人、規模縮小のため。権利内容、売買による所有権移転。

番号 30。所在・地番、筒森字諏訪越 ■■■番 ■■。地目、畑。地積、495 平方メートル。外 2 筆、合計 3 筆、合計地積が 936 平方メートル。権利者、四街道市〇〇〇〇氏。義務者、茂原市〇〇〇〇氏。事由、譲受人、筒森に中古住宅を購入し、移住して畑として利用するため。譲渡人、町外に居住しており、相続で申請地を取得したが管理できないため。権利内容、売買による所有権移転。

番号 31。所在・地番、筒森字物見塚上 ■■■番 ■■。地目、田。地積、822 平方メートル。権利者、四街道市〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、筒森に中古住宅を購入し、移住して畑として利用するため。譲渡人、農地が余っているため。権利内容、賃貸借権設定。

番号 32。所在・地番、小内字長崎 ■■■番 ■■。地目、畑。地積、360 平方メートル。外 1 筆、合計 2 筆、合計地積が 892 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、自作地の隣接地であるため取得したい。譲渡人、高齢で耕作困難であるため譲受人の希望により譲渡したい。権利内容、売買による所有権移転。

資料については、資料番号 3 の 29 から 3 の 32 までを御参照ください。

また、権利取得後の農業経営の実態につきましては、4 ページに掲載のとおりです。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第 1 号、番号 29 については、7 番委員の浅野委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

浅野委員（7 番）

3 月 1 日、矢代委員と事務局職員 1 名と 3 人で見てきました。

図の 3 の 29 の 2 枚目を見てください。国道 297 号を横山方面へ向かい、白山台交差点を右に曲がり、J A 大多喜支所の手前を左に曲がり、〇〇氏宅を過ぎた所で十字路になります。その十字路を左に曲がり、4 枚目の田です。

現在も譲受人が耕作していて、何ら問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。

議長（森副会長）

御苦勞様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

(質問等なし)

議長 (森副会長)

質問がないようですので、番号 29 については、許可することとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、番号 29 につきましては、許可することと決定しました。

次に、番号 30 及び番号 31 については、2 番委員の佐川委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

佐川委員 (2 番)

それでは、議案第 1 号について、3 月 5 日、午前 10 時から代理人立合いの下に現場を確認してきましたので、御報告をさせていただきます。番号 30、31 を続けて報告させていただきます。

まず、番号 30 の申請地でございますが、国道 465 号、老川十字路から亀山・君津方面に車で 2、3 分向かっていきますと、新しいトンネルがありますが、その手前から旧道の方に入っていきます。旧道で筒森集落に入っていきますと、右側に旧郷土資料館の建物があり、そのはす向かいにこの ■■■番■■■がございます。この筆に関しましては、去年の 10 月に地目変更の関係で調査依頼があった場所でございます。

現在の状況ですが、前回見たときよりも、きれいに管理されておりました。何本か植木がありましたが、そのほかは、作付けできるような状態になっておりました。現況は、畑でございます。

2 筆目の ■■■番■■■でございますが、これは、新筒森トンネルを過ぎて、君津・亀山方面に向かいまして、500 メートルほど行った先の左側、国道 465 号のバイパス工事をしてる所があるのですが、その山裾辺りに ■■■番■■■がございました。

現況は、空木などの小木が繁茂している状況でございます。

3 筆目の ■■■番、これは、新筒森トンネルを越えて、300 メートルほど行きますと橋があり、そのちょうど、道路の右側になります。高低差は、2 メートルから 3 メートルほどあります。その周囲に筒森川という川が流れております。

状況は、川沿いに女竹が法面に繁茂しておりましたが、水田であった形跡がありまして、そのほかは、耕作可能な状況

でございました。番号 30 についての説明は、以上でございます。

番号 31 につきましては、筒森トンネルを越えて、400 メートルほど君津方面に進みますと、小倉野という集落に入る道があり、そこを左折します。もみじ谷の方へ入っていきまして、300 メートルほど進むと道が二つに分かれますが、それを右の方に、山側に登っていくような状態になります。結構高台に上がった右側が申請地になります。

申請地は、地目が田になっていますが、現況は、畑でございました。そして、常に耕作していたようで、きれいに耕されており、今すぐにでも耕作可能な状態になっておりました。番号 31 の説明は、以上でございます。

よろしく御審議の程お願いします。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

山口委員（8番）

権利者は、同じ方ですが、売買による所有権移転と賃貸借権設定と権利内容が異なっているのはなぜですか。

佐川委員（2番）

番号 31 の賃貸借につきましては、義務者が体調を崩していきまして、現在は、義務者の兄弟が耕作しているそうです。それで、たまたま、この土地を借りたいという話があったので、賃貸借契約を結ぼうということです。

新規就農に当たって、下限面積 10 アールという規定がありますので、それを踏まえてこの面積を賃貸借で契約することです。

渡辺委員（4番）

権利者は、何歳くらいですか。当分耕作できそうですか。

佐川委員（2番）

権利者は、聞いた話ですと、今、59 歳だそうです。まもなく定年を迎えるということで、1 年くらいは農業を始める準備をして、退職後には移住し、最初は作りやすい簡単なものから野菜作りを始めたいという考えを持っているそうです。

矢代委員（9番）

番号 30 の ■■■ 番 ■■■ は、小木が繁茂していたとのことですが、山林というにふさわしい状態ですか。

佐川委員（2番）

以前は耕作していた山裾の、いわゆるへんぴな所なのですが、水稻を作っていたそうです。今は作っておらず、荒れて小さな木が生えていました。杉や檜といった常緑樹ではなく、柳や空木といった細い雑木です。

矢代委員（9番）	<p>権利者は、それを機械で処理して耕作を始めるということなのでしょう。</p> <p>もし、山林として見なされるような状態なのであれば、そのような所を農地法3条で取得して農業を始めるというも無理があるのではないかと思います。</p> <p>もし、これが本当に非農地状態であれば、農業委員会で許可を要しない非農地証明を行う方法と、法務局で地目変更を行う方法の2通りの方法があります。</p> <p>わざわざ非農地になっているものは、農地法3条許可で取得せず、この1筆だけ抜いて対応した方がよろしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
佐川委員（2番）	<p>農地新規取得の下限面積 10 アールという規定の関係があるのと、売買に際して義務者の意向もあるようです。</p>
矢代委員（9番）	<p>そういう事情は分かりますが、本当に機械を使ってすぐに耕作できる状態にするというのであれば、農地法3条で許可してもよいと思いますが、耕作できないものを含めて3筆一緒に許可するのは、不適當ではないかと思います。</p>
吉野委員（6番）	<p>そこを開拓したいというのであれば、一から始めたいというのであれば、よいのではないのでしょうか。</p>
佐川委員（2番）	<p>先程も言いましたが、生えている木が大きなものではありませんので、これを処分して耕作することは可能だと思います。</p> <p>現状はそういう状況だったということで説明させていただいたのです。</p>
山口委員（8番）	<p>やる気になればできるという状況であれば、その意欲を買って判断してもよいのではないのでしょうか。</p>
佐川委員（2番）	<p>私の説明の表現によって、いろいろと御意見をいただきましたが、そこは見る人によって若干違うかもしれません。</p>
渡辺委員（5番）	<p>権利者は、年齢的にもまだ 50 歳代ですので、農地として改良して十分できるのではないかと思います。</p> <p>また、四街道市から移転してくれてくれるという話でありますので、人口も増えることですし、がんばってもらいたいということで、許可してはいかがのでしょうか。</p>
吉野委員（6番）	<p>権利者が土地の現状を知らず、農業委員会が許可したから買ったら、耕作できない状態だったと言われると問題です。</p>

佐川委員（2番）

それは確認していませんが、不動産会社と権利者が話合いをしていると思います。通常、不動産会社から話があると思います。

議長（森副会長）

売買による所有権移転ですから、当然、話してあると思います。

ほかに御意見ございますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 30 及び番号 31 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 30 及び番号 31 につきましては、許可することと決定しました。

次に、番号 32 については、4 番委員の鈴木委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

鈴木委員（4番）

3月4日、代理人と事務局職員2名と一緒に現地確認をいたしました。

先月も議案がありました土地の続きなのですが、場所は、国道465号を黒原から中野方面へ向かいまして、製材所を過ぎて、平塚の入口のたばこの自動販売機がある所を左に入りまして、町道平塚百銚線を2キロメートルくらい進んだ所、百銚に抜ける橋の手前の左側の土地です。

公図の写しを見ていただきますと、前は地番 ■■■ 番でしたが、今回はその続きのちょっと上がった所の ■■■ 番です。

地目が畑になっておりますが、近年は耕作をしていなかったものですから、女竹が少し繁茂しておりました。しかし、きれいに整備すれば農地として使用できるのではないかとということでございます。

権利者は、その親の代からずっと賃貸で借地権を設定していたらしく、義務者は、全くの他人に譲り渡す訳にはいかないうから、引き取ってほしいという話があったらしいです。そこで、引き取るような形になったようです。もう50年以上賃貸しているそうです。

このような説明ですがよろしいでしょうか。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。



(質問等なし)

議長 (森副会長)

質問がないようですので、番号 32 については、許可することとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、番号 32 につきましては、許可することと決定しました。

議案第 1 号については、以上でございます。

続きまして、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (寺井)

それでは、5 ページをお開きください。

議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 4 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 3 年 3 月 8 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 4。所在・地番、船子字西前 ■■■番■■■。地目、畑。地積、628 平方メートルのうち 264.57 平方メートル。農地種別、3 種。農用地区域、外。権利者、茂原市○○○○氏。事由、アパート 1 棟を建築し、入居者用の駐車場も併せて設置したい。

なお、番号 4 の地番について、添付資料の求積図では、地番が ■■■番■■■と記載されておりますが、これは、今後このように分筆して地番を振る予定だということで提出されております。この申請を受け付けた時には、まだ登記簿は、変わっておりませんでしたので、地番は元地番のまま記載させていただいておりますので、御了承ください。

番号 5。所在・地番、船子字西前 ■■■番■■■。地目、畑。地積、628 平方メートルのうち 364.02 平方メートル。農地種別、3 種。農用地区域、外。権利者は、番号 4 と同様です。事由、現在、茂原市に住んでいるが、両親も町内に住んでいるため、申請地に専用住宅 1 棟を建築し、転入したい。

説明は、以上です。

議長 (森副会長)

事務局の説明が終わりました。

議案第 2 号、番号 4 及び番号 5 については、8 番委員の山口委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

山口委員（8番）

報告いたします。

3月2日、代理人立合いの下、事務局職員1名と現地調査に行っていました。

場所は、衣料品店や薬剤店の真裏の方になります。隣接しているのは、大多喜中学校の野球場です。

こちらは昨年度の早い頃に、当時の事務局職員と現地調査を行いました。その当時はアパートを建てるという計画でしたが、今回、茂原市に住んでいる申請者が、こちらに越してきたいということで、アパートを建てる所も一部取って、そのほか残った所に専用住宅を建てたいということで、申請がありました。

場所は、公道に面した角地で、御近所に迷惑ということはないと思います。裏側も一般住宅で、排水先もありますし、ほとんどインフラには問題がないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

矢代委員（9番）

番号4ですが、地積測量図は、もう■■番■と分筆されて2月15日に作成されておりますけれども、今回、■■番■で許可を取ってしまってよろしいのでしょうか。

事務局（寺井）

地積測量図と同時に登記簿も提出していただいているのですが、それが2月22日付けのものでして、その登記簿の地番がまだ元地番の■■番■になっておりましたので、こちらで記載させていただきました。

議案に記載させていただいた時点では、この地番で許可を受けるという前提でお受けいたしまして、今後、町農業委員会がもし許可相当とした後、県へ進達されるまでの間に正式に地番が■■番■になれば、その地番に差し替えて送付したいと考えますがいかがでしょうか。

矢代委員（9番）

分筆された地積測量図があるので、普通、ここは■■番■で許可を取らずに、■■番■で取るのが妥当じゃないかと思えます。それで、登記簿ができ次第すぐに提出してもらえばよいと思えます。事務局が承知しているのなら別に構いませんが、地積測量図が分筆されていますので、分筆の地番を使った方がよいのではないかと思ひ、意見をさせていただきました。

事務局（寺井）

矢代委員の御意見、大変勉強になりました。今回は、この

ような形で掲載してしまいましたが、次回、同じような案件が出た場合は、都度確認しまして最新の地番を掲載するように整えたいと思います。

議長（森副会長）

ほかに質問のある方。質問ございませんか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号4及び番号5については、許可相当とすることとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号4及び番号5については、許可相当として決定することとします。

議案第2号は、以上でございます。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

6ページを御覧ください。

今回申請案件が4件ですので、先に一括して事務局が説明を行った後、1件ずつ審議をお願いします。

議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和3年3月8日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号19。所在・地番、平沢字門木 ■■■番■■■。地目、田。地積、495平方メートル。農地種別、2種。農用地区域、外。権利者、茂原市〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、造園業を営んでおり、樹木剪定物の破碎処理、チップ材、堆肥、したものをストックするために申請地を取得し、転用を計画する。

番号20の1。所在・地番、平沢字蒲ヶ原 ■■■番■■■。田。地積、95平方メートル。農地種別、2種。農用地区域、外。外5筆、合計6筆、合計地積が3,323平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、平沢地区でアウトドア宿泊施設の運営等を行っているが、所有者が高齢となり、長い間耕作が行われていない申請地を取得し、オートキャンプ場24区画の用地として転用を計画する。整地し、砂利敷きの進入路を作り、キャンピングカー専

用のキャンプ場としたい。

番号 20 の 2。所在・地番、平沢字蒲ケ原 ■■■番■■■。地目、田。地積、1,034 平方メートル。農地種別、2 種。農用地区域、外。権利者は、番号 20 の 1 と同じです。義務者、大多喜町○○○○氏。事由は、番号 20 の 1 と同じです。

番号 21。所在・地番、三又字梅田原 ■■■番■■■。地目、畑。地積、524 平方メートル。農地種別、2 種。農用地区域、外。外 1 筆、合計 2 筆、合計地積が 1,003 平方メートル。権利者、千葉市○○○○氏。義務者、大多喜町○○○○氏。事由、現在、千葉市在住で自営業を営んでいるが、自然に囲まれた環境かつ幹線道路から近く舗装道路に接道した申請地を取得し、ドッグラン付きのオートキャンプ場を運営したい。伐採のみ行い造成は、行わない。

資料につきましては、番号 19 は資料番号 5 の 19 を、番号 20 の 1、20 の 2 は資料番号 5 の 20 を、番号 21 は資料番号 5 の 21 を御参照ください。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第 3 号、番号 19 並びに番号 20 の 1 及び番号 20 の 2 については、鈴木委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

鈴木委員（4 番）

それでは説明させていただきます。

3 月 2 日、権利者立会いの下、事務局職員 1 名と現地確認を行ってきました。

申請地は、平沢から弓木へ抜ける道路がございまして、それをまっすぐ平沢の奥の方へ進み、郷土料理店入口の所を弓木の方へ曲がらずにずっと奥の方へまっすぐ進みまして、2 キロメートル弱の所です。小さい橋があり、それを越えてすぐの場所でございます。

権利者の説明によりますと、この土地は、実の父親の土地だそうです。実家は、そのすぐ山裾の上の方にあります。

申請地は、道路に面して三角の土地でございまして、奥の方が排水路になっております。

ここに、本人が造園業を営んでいるらしいので、その樹木の伐採や剪定をした枝などをチップにして、それを一時ストックする場所がほしいということです。

別に現況も、ほかの所にも迷惑をかけるような場所ではないと思います。

御審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議長（森副会長）

御苦労様でした。  
質問のある方は、発言をお願いいたします。

吉野委員（6番）

権利者は、造園業を営んでおり、大網白里市にも置いてあるということですが、そこに置ききれないから、ここに置くということなののでしょうか。

鈴木委員（4番）

仕事を頼まれた現場によって、近くの置場に持っていきたいようです。

吉野委員（6番）

これは堆肥にするということですが、堆肥の販売も行っているのですか。

鈴木委員（4番）

堆肥の販売も行っているのではないのでしょうか。そのところは詳しく聞かなかったです。

吉野委員（6番）

チップにしたものが川へ流出するようなことはないのですか。

鈴木委員（4番）

そのようなことがないように、囲いをするとのことですが、隣地に直接迷惑がかかるというよう場所ではないと思います。

事務局（寺井）

少し補足説明させていただきます。今までは、申請地の向かい側の土地を借りて資材置場、堆肥置場として使っていたようなのですが、その土地の所有者から土地の返還を求められてしまったので、やむなく今回申請地を取得したいという理由が計画書には記載されております。

議長（森副会長）

私が見る限りでは、チップにする機械は、小さい機械であり、本当に剪定バサミで切ったくらいの枝を処理しているのを見ました。

吉野委員（6番）

いかがわしいものを置くわけではないのでよいと思いますが、川の上流なので、下流で耕作している者としてはそういう心配をします。

鈴木委員（4番）

申請地の脇の水路は、奥の山の所にため池があり、その水路だそうです。周りの土地も休耕のようになっていまして、何ら問題はないと思います。

議長（森副会長）

どうでしょうか。ほかに質問のある方。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、まず、番号 19 については、許可相当とすることとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 19 については、許可相当として決定することとします。

番号 20 の 1 及び番号 20 の 2 については、鈴木委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

鈴木委員（4番）

引き続き説明させていただきます。

3月4日、代理人立合いの下、事務局職員2名と現地確認をしてまいりました。

場所は、番号 19 の申請地から奥に1キロメートルくらい道なりに進んだ右側が現場になります。

公図を見ていただきますと、道路沿いに6筆ありまして、大分昔から耕作していないような状態ですが、きれいになっていました。先月、平沢であった火事の現場でしたので、芝焼きした状態になっておりました。

進入路を整備して、現況のまま使用するという事です。隣地の人たちからの承諾も得ているそうです。上の隣地は一段上がってしまして、下の道路沿いの所は大体平坦で段差もさほどありません。活用をしてもらえば、有害鳥獣被害対策としてもよいのではないのでしょうか。

以上でございます。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

山口委員（8番）

キャンプ場にしたいということなので、設備などが必要になると思うのですが作らないのですか。

鈴木委員（4番）

オートキャンプ場ということですので、下水とか上水とか全部必要ないということで聞いています。

議長（森副会長）

ほかにかがででしょうか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 20 の 1 及び番号 20 の 2 につきましては、許可相当とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、番号 20 の 1 及び番号 20 の 2 については、許可相当として決定することとします。

次に、番号 21 については、5 番委員の渡辺委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

渡辺委員 (5 番)

3 月 2 日、火曜日、午後 2 時に申請者の代理人立会いの下、事務局職員 1 名と現地調査を実施いたしました。

申請地は、国道 297 号を勝浦方面へ向かい、三又の坂の一番高い所に農産物販売所があります。そこを左折して 50 メートルくらい先に進むと三差路がありますので、それを右折して約 200 メートル進みますと、丁字路にぶつかります。そこから道なりに 50 メートルくらい進みまして、左折して道なりに行きますと、急カーブの所に既存のキャンプ場があります。その 50 メートルくらい先が現地になります。道の行き止まりが、〇〇氏の居宅になりまして、その手前です。

公図を見てもらいますと、現地は、長方形の畑です。現況は、壊れた農業用ビニールハウスの骨組みが残ってしまっていて、雑草や細い木が茂っている状態でした。道路との高低差はなく、細い木を伐採し、草刈りをすれば使えると思います。

申請者としては、キャンプ場を作り、ドッグランを併設したいという希望でありました。

調査担当委員としては、隣接地も農地ではなく、農地法 5 条転用可能、許可相当ではないかと判断しました。

現地調査報告は、以上です。よろしく御審議の程お願いいたします。

議長 (森副会長)

御苦労様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

吉野委員 (6 番)

この場所は、以前、登記官照会の現地調査を行った所の近くですか。

渡辺委員 (5 番)

登記官照会のあった所の先です。

議長 (森副会長)

付近に民家は、何件かあるのですか。

渡辺委員 (5 番)

民家は、一番奥に〇〇氏の住宅があり、その反対側にも家屋がありますが、そこは空き家になっていて、売り出されています。

佐川委員 (2 番)

オートキャンプ場ですと、水も使うでしょうし、炊事場や

渡辺委員（5番）

トイレなどの設備は、考えていないのでしょうか。

そのような設備は、考えていないという話をしていました。土地利用計画書を見ますと、奥にドッグラン、手前にキャンプサイトというようになっています。

議長（森副会長）

近隣には既にキャンプ場があるのですか。

渡辺委員（5番）

申請地から手前に下がった急カーブの所がキャンプ場です。

申請者は、手前で営業しているこのキャンプ場を参考にしたようです。

議長（森副会長）

ほかに質問はないでしょうか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 21 については、許可相当とすることとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 21 については、許可相当として決定することとします。

議案第 3 号は、以上でございます。

続きまして、議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

本議案中、整理番号 2 の 85 については、鈴木委員の親族が当事者の案件ですので、大多喜町農業委員会会議規則第 11 条議事参与の制限により、該当案件の審議の開始から終了までは、鈴木委員に退室していただき、該当案件終了後に入室をお願いいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

8 ページをお開きください。

議案第 4 号。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和 3 年 3 月 8 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、



公告を予定する日、令和3年3月9日。

今回、集積計画の新規設定につきましては、整理番号2の77から2の79までが該当しており、全て地目が田で、面積が5,458平方メートルで、賃借権の設定となっております。

また、再設定につきましては、整理番号2の80から2の84までが該当しており、面積が1万6,146平方メートルの設定です。このうち、使用貸借権の設定につきましては、1万2,304平方メートルです。

また、整理番号2の85の案件につきましては、農地中間管理機構を通じた案件となっております、地目は田のみで、1万883平方メートルの設定です。

先に、整理番号2の77から2の84の説明をさせていただきます。

9ページを御覧ください。

整理番号2の77。利用権を設定する土地利用権の条件、所在、大字小沢又、字中山、地番■■■■番。地目、田。地積、1,849平方メートル。利用計画、水田として利用。外1筆、合計2筆、合計地積が2,651平方メートル。賃借権の設定で、借賃は、コシヒカリ30キログラムです。利用権設定の期間は、6年で、令和3年3月10日から令和9年3月9日までです。借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払いです。貸付者、君津市○○○○氏、借受者、大多喜町○○○○氏。

このほか、新規設定につきましては、整理番号2の78、2の79の2件が該当しております。詳細の説明については、省略させていただきます。

12ページを御覧ください。再設定の案件になります。

整理番号2の80。所在、大字小土呂、字金字曾、地番■■■■番■■■■。地目、田。地積、810平方メートル。利用計画、水田として利用。賃借権の設定で、借賃は、10アール当たり米30キログラムです。利用権設定の期間は、6年で、令和3年3月10日から令和9年2月28日までです。借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払いです。貸付者、四街道市○○○○氏、借受者、大多喜町○○○○氏。

このほか、再設定につきましては、整理番号2の81から2の84までが該当しております。詳細の説明については、省略させていただきます。

なお、利用権の設定を受ける者、借り手の農業の設定後の状況につきましては、23ページから24ページまでに掲載のとおりです。

議長（森副会長）

整理番号2の84までの案件を先に説明させていただきました。一旦、説明は、以上です。

事務局の説明が終わりました。  
先に整理番号2の77から2の84までを審議したいと思います。  
質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、整理番号2の77から2の84まで、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、整理番号2の77から2の84までの案件につきましては、原案のとおり決定することといたします。  
それでは、鈴木委員の退室をお願いいたします。

（鈴木委員退室）

議長（森副会長）

整理番号2の85の案件の審議に入ります。事務局からの説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、18ページを御覧ください。  
こちらは、農地中間管理機構を通した賃貸借権の設定です。農用地利用集積計画各筆明細書、利用権設定及び転貸関係ということで読み上げさせていただきます。  
整理番号2の85。利用権を設定する者、大多喜町〇〇〇〇氏、利用権の設定を受ける者兼転貸を行う者、公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者、大多喜町〇〇〇〇氏。  
権利を設定する土地、所在、大字原内、字久保田、地番■■■■番。地目、田。地積、1,483平方メートル。外7筆、合計8筆、合計地積が1万883平方メートル。利用権の種類は、賃貸借権の設定で、当事者間の法律関係は、賃貸借です。利用内容は、水田として利用。借賃は、10アール当たり米1俵の物納で設定されております。物納詳細別記は、22ページに掲載のとおりです。利用権設定の期間は、10年で、令和3年3月10日から令和13年3月9日までです。借賃の支払い方法は、物納で、毎年12月31日までに持参払です。  
なお、利用権の設定を受ける者、借り手の農業の設定後の状況につきましては、24ページを御参照ください。  
利用権の設定を受ける方についての情報を補足説明させ

ていただきます。今回、新規就農者として、町の農業次世代人材投資事業に応募されているということでございます。そのため、町に青年等就農計画が提出されております。

経営の内容についてですが、作目について、水稻を1,500アール、里芋を10アール行う予定とのことです。家族労働力としては、本人が年間240日農業に従事する計画になっております。将来の経営ビジョンにつきましては、直売所、農協等への販売やインターネットを利用した販売を行うとのことです。

収支計画についてですが、初年度、計画1年目は、水稻の経営規模については、1ヘクタールの計画です。生産量については、5,100キログラムです。売上高については、110万5,000円を目標としているとのことです。里芋についての経営規模は、2アール。生産量は、400キログラム。売上高は、12万円を目標としているとのことです。また、計画5年目についてですが、水稻については15ヘクタール、生産量7万6,500キログラム、売上高1,657万5,000円を目標としております。里芋については10アール、生産量2,000キログラム、売上高60万円を目標としております。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

吉野委員（6番）

この案件は、補助金の関係上、農地中間管理機構を通すということですか。

事務局（寺井）

そのとおりです。後程、報告案件で読み上げますが、現在、父親に設定されている利用集積計画を中途解約するという通知を受けておりますので、併せて説明させていただきます。

吉野委員（6番）

今後も補助金を活用するとなると、農地中間管理機構を通さないとなくなるとはならないのですか。手続きが煩雑ではないですか。煩雑な手続きがあると、農業を敬遠する人がいるのではないのでしょうか。

事務局長（秋山課長）

今までは、農業に関する補助金というものは、このような要件がなく、ある程度申請で許可がおりていたところがあるのですが、国の方で、農地の集約が思うように進まないということで、今後は、ほとんどの補助金に関して、この要件が課される可能性があります。

議長（森副会長）

ほかに質問はございますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、本案件について原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、本案件につきましては、原案のとおり決定することといたします。

議案第4号は、以上でございます。

鈴木委員の入室を認めます。

（鈴木委員入室）

議長（森副会長）

続きまして、議案第5号、「地籍調査による農地の地目認定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

25 ページを御覧ください。

議案第5号。地籍調査による農地の地目認定について。「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和56年10月7日付56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示）」により、地籍調査による下記農地の地目を認定するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その適否について意見を求める。令和3年3月8日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、地目認定を要する農地、別添のとおり。

事務局（加藤）

地目認定を要する農地につきましては、26 ページ以降です。

今回の地目認定に伴う地区は、石神区で、一筆、大戸地区を含んでおります。

1月25日、26日、2月1日に、渡辺委員と事務局職員で現地を確認してまいりました。いずれの日も町建設課職員及び受託業者であります地籍調査協会の職員に現地の案内をしていただいております。

今回の対象農地は、全部で145筆あり、現地確認の結果、うち140筆について、地目を農地以外と認定することが適当と判断し、5筆については、適当ではないと判断しました。

資料の写真は、地目変更が適当ではないと判断した筆のものであります。

番号アの 10、石神字東 ■■■番、地目、田から雑種地。こちらは、埋め立てられ整地されていましたが、家屋等は建てられてなく、草刈り等良好に管理されており、容易に農地に復元可能と推測できます。

番号アの 16、石神字後原 ■■■番、地目、畑から宅地。こちらは、家屋は建てられてなく、防草シートが敷かれていました。容易に農地に復元可能と推測できます。

番号アの 19、石神字神明谷 ■■■番、地目、田から宅地。こちらは、パイプハウスが設置されており、畑として利用されている様子でした。

番号アの 42、石神字古坂 ■■■番、地目、田から宅地。こちらは、周囲に倉庫や樹木がありましたが、中央部は比較的良好に管理されていました。容易に農地に復元可能と推測できます。

番号アの 50、石神字長柄 ■■■番、地目、田から雑種地。こちらは、一部が山林化していました。一部には碎石が敷かれ、倉庫が建築されていました。しかし、一部では畑として耕作されている様子でした。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、本案件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、本案件については、原案のとおり決定することといたします。

議案第 5 号は、以上でございます。

続きまして、議案第 6 号、「令和 3 年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

34 ページを御覧ください。

議案第 6 号。令和 3 年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について。下記のとおり令和 3 年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金を

定めたいので、その可否について意見を求める。令和3年3月8日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

令和3年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金案、別添のとおり。

35 ページに掲載しておりますものが、令和3年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金案でございます。

1、農作業標準賃金。作業区分、水田作業に係る金額が7,700円、畑作業に係る金額が7,600円、1日当たり実労働時間8時間とする。賄いは含まない。

2、機械による農作業標準料金。作業区分、水田耕起、耕運機によるものが6,500円、トラクターによるものが6,000円、10アール当たり人付き作業料金とする。

水田代かき、耕運機によるものが7,500円、トラクターによるものが7,000円、10アール当たり人付き作業料金とする。荒代1回、植代1回を標準とする。

育苗、緑化が640円、硬化が880円、いずれも1箱当たり税込みの金額で設定しております。育苗に関する料金設定については、夷隅農協苗代金、緑化苗税込み1箱640円、配達の場合585円が引取り、硬化苗税込み1箱880円、配達の場合825円が引取りを参考にしております。

作業区分、田植、田植機によるもの6,600円、10アール当たり人付き作業料金とする。

刈取、バインダーによるもの8,000円、10アール当たり人付き作業料金とする。

脱穀、ハーベスターによるもの6,500円、10アール当たり人付き作業料金とする。

刈取・脱穀、コンバインによるもの1万7,100円、10アール当たり人付き作業料金とする。

乾燥、普通が1,000円、60キログラム当たりおだ掛け粃。また、生が1,900円、60キログラム当たり生粃。

粃摺り、800円、60キログラム当たり。

畦塗り・畔塗り、50円、1メートル当たり。

資料の1ページ目を御覧いただきますと、平成27年度から今年度までの標準賃金、標準作業料金の推移を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。また、2ページ目には、千葉県農業会議の作成した資料ですが、地域別の農作業の標準賃金を掲載しております。

大多喜町の標準賃金ですが、今年度は、昨年度と金額の設定を変えておりません。資料の2ページを御覧いただきたい

のですが、千葉県 lowest賃金を基準にしております。最新の令和2年10月1日発行のものは、最低賃金1時間当たり925円となっており、前年比2円の増、引き上げ率0.22パーセントとなっております。これに基づいて、昨年度までの4、5年は、二十数円の引き上げを続けてきました、その傾向を考慮して、昨年度も引き上げをしましたが、昨年の10月の最低賃金の引き上げ率がそれほど上がっていませんでしたので、今年度は標準賃金については、据え置いてはいかがかという案を設定いたしました。

そのほか主だった部分のみ申し上げますと、機械による農作業の標準料金、水田耕起、トラクターによるものは6,000円で設定しております。代かき、トラクターによるものは7,000円、コンバインによる刈取・脱穀は1万7,100円、いずれも昨年の金額を据え置いております。農業会議から提供された資料を見ますと、100円から200円程度全体的に上昇している傾向がありますが、大多喜町としては、今回は据置きという設定をしてはいかがかと考えます。特にコンバインによる刈取・脱穀は、昨年度100円上昇の改訂をしておりますので、据置きで様子を見てはいかがかと考えました。

また、育苗等の料金につきましては、夷隅農協の代金に変更がないということでしたので、据置きの金額といたしました。

事務局からの説明は、以上となります。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、本案件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、本案件については、原案のとおり決定することといたします。

議案第6号は、以上でございます。

続きまして、議案第7号、「大多喜町農業委員会会議規則の制定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

36ページを御覧ください。

議案第7号。大多喜町農業委員会会議規則の制定について。大多喜町農業委員会会議規則を次のように制定したいので、その可否について意見を求める。令和3年3月8日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

事務局（加藤）

41 ページから 43 ページに新旧対照表を掲載させていただきました。

大多喜町農業委員会会議規則の制定について、となっておりますが、内容は、現在の会議規則の全部を改正しようとするものです。

現在の会議規則は、昭和 36 年に制定されて以来、改正が行われていませんでしたので、今回、農業委員会法をはじめとする法令等に既に規定されている条項を削り、そのほか総会運営の現状に沿って所要の改正を行いたいと思います。

また、会議規則に定めがなく、必要な事項が生じた場合には、会長が定めるとした委任規定を追加したいと思います。

このような改正を行いますと、改正箇所が広範囲にわたり、一部改正では複雑で分かりにくくなってしまいますので、全部改正にしたいと考えます。

改正後の会議規則の施行期日は、令和3年4月1日です。説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

吉野委員（6番）

今までと変わった所はどこですか。

事務局（加藤）

主な所を申し上げますと、今までの会議規則の中には、会長及び副会長や会議の成立要件の規定がありましたが、それは農業委員会法で既に定められておりますので、削りたいと思います。

また、新たに定めようと考えますところは、欠席の届出方法、議席の決定方法、採決の方法、発言や簡易採決など、現在、大多喜町農業委員会で行われている方法に沿った形で、今回、明文化するものでございます。

主な改正点といたしましては、そのようなところでございます。

吉野委員（6番）

改正点で、欠席の届出は、正式に欠席理由などを記載して書面で提出しなければならないのですか。

事務局（加藤）

いいえ。そこまでは規定しておりませんので、今までどお



り連絡をいただくということでございます。現在も連絡をいただく際には、「所用があるため。」など、理由もお伝えいただいておりますので、今と変わりありません。

また、届出の方法についても、「書面による」などとは規定しておりませんので、現状と何ら変わりなく、開会の時刻までに御連絡をいただければということです。電話による連絡が主になると思います。

議長（森副会長）

ほかに意見ございますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、本案件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、本案件については、原案のとおり決定することといたします。

議案第7号は、以上でございます。

議件は、以上で終わります。

それでは、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

それでは、44 ページから報告事項に入ります。

報告第1号。時効取得を原因とする農地について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得に係る通知があったので報告する。令和3年3月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号6。所在・地番、堀之内字熊野原 ■番■。地目、畑。地積、446 平方メートル。外9筆、合計10筆、合計地積が2,169.30 平方メートル。登記原因・日付、平成8年2月20日、時効取得。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、東金市〇〇〇〇氏。

続きまして、報告第2号に移ります。

報告第2号。利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。令和3年3月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号14。所在・地番、原内字久保田 ■番■。地目、田。地積、1,483 平方メートル。外7筆、合計8筆、合計地積が1万883 平方メートル。貸付人、大多喜町〇〇〇〇氏。

借受人、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、農地中間管理機構を活用するため。

続きまして、46 ページの報告第 3 号に移ります。

報告第 3 号。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。令和 3 年 3 月 8 日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 37。所在・地番、小土呂字堀上 ■■■番■■■、持ち分 2 分の 1。地目、畑。地積、40 平方メートル。外 3 筆、合計 4 筆、合計地積が 573 平方メートル。登記原因・日付、相続、令和 3 年 1 月 28 日。権利者、茂原市〇〇〇〇氏。

そのほか相続の届出案件につきましては、番号 38、番号 39 の届出のとおりです。

続きまして、48 ページの報告第 4 号に入ります。

報告第 4 号。認定電気通信事業者による事業計画について。下記のとおり、事業計画の提出があったので報告する。令和 3 年 3 月 8 日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 5。用途区分、携帯電話用無線基地局「大多喜平沢北局」建設工事。所在・地番、平沢字清水谷 ■■■番■■■の一部。地目、田。地積、2,960 平方メートルのうち 12.5 平方メートル。届出人、東京都渋谷区〇〇〇〇氏。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか 1 件の携帯電話基地局設置の届出が出されております。

次に、49 ページの報告第 5 号に入ります。

報告第 5 号。農地法第 5 条の規定による許可処分の取消しについて。下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願の提出があったので報告する。令和 3 年 3 月 8 日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、農地法第 5 条の規定による許可年月日、令和元年 11 月 5 日。2、許可を受けた者の住所、氏名及び土地の表示等。番号 2。譲渡人、茂原市〇〇〇〇氏。許可申請取消しに係る土地、所在・地番、船子字西前 ■■■番■■■。地目、畑。地積、628 平方メートル。用途、アパート建設用地。取消し事由、アパートのほか、住宅を建設するため。

続きまして、50 ページの報告第 6 号に入ります。

報告第 6 号。軽微な農地改良の届出について。下記のとおり

り、届出があったので報告する。令和3年3月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号3。所在・地番、船子字蟹取 ■■■番。地目、田。地積、1,277平方メートル。埋立後の利用、畑。土地所有者、大多喜町〇〇〇〇氏。工事期間、令和3年3月1日から令和3年5月30日まで。

続きまして、報告第7号に入ります。

報告第7号。廃土処理（公共事業施行）事業の届出について。下記のとおり、届出があったので報告する。令和3年3月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号3。所在・地番、葛藤字前田 ■■■番。地目、田。地積、430平方メートル。土地所有者、船橋市〇〇〇〇氏。廃土処理量、173.2立法メートル。埋立ての高さ、50センチメートル。当該農地の選択理由、所有者から要望があったため。工事期間、令和3年3月9日から令和3年6月4日。公共事業施行者、千葉県南部林業事務所所長。

報告事項については、以上です。

議長（森副会長）

ありがとうございました。

以上、報告事項でございますので、御了解をいただきたいと思えます。

続いて議事日程6、その他に入ります。

事務局何かございましたらお願いします。

事務局（寺井）

特にございません。

議長（森副会長）

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。

お疲れ様でございました。

閉 会（午後4時30分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月8日

議長 森 紀久嗣

署名委員 佐川 順一郎

署名委員 塚代 とみ江